

社会福祉法人溪仁会役員等報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人溪仁会（以下「法人」という。）定款第8条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 役員とは、定款第5条に規定する理事及び監事をいい、評議員とあわせて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、法人を主たる勤務場所として、職員に準じて勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第13条に基づき置かれている者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 法人は、役員等の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員等の報酬は月額とし、非常勤役員等に対しては理事会の出席等、必要な都度、定額を支払うことができる。
- 3 役員等には、賞与及び退職手当を支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員等の報酬月額は、別表1「常勤役員等の報酬月額」のとおりとし、理事長が理事会の承認を得て、決定するものとする。

- 2 常勤役員のうち、職員に準じた勤務時間に満たないで勤務する場合の報酬月額は、その勤務の実態に応じた支給月額とする。
- 3 非常勤役員等の報酬等は、別表2「非常勤役員等の報酬等」に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等の報酬等の支給方法は職員給与規程に準ずるものとする。

- 2 非常勤役員等の報酬等は、理事会及び評議員会等への出席の都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等がその職務の遂行に当って負担した交通費等の費用については、当該費用を請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として、職員給与規程に準じた通勤手当を支給する。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって、報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

(補則)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表1 (常勤役員の報酬月額)

役員名	報酬月額	備考
理事長	70万円までの範囲	
専務理事	60万円までの範囲	
常務理事	50万円までの範囲	
理事	5万円までの範囲	兼務理事に限る

別表2 (非常勤役員等の報酬等)

役員等名	1回につき支給する額	備考
理事、監事、評議員	5,000円	交通費の実費を別に支給